

## 第2章 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律

### 3 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張専業 休(廃)止届

1 事 案	施術所を休止又は廃止した場合、休(廃)止後10日以内に届け出る。 出張専業業務を休止、廃止した場合、休(廃)止後10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法9条の2第2項、法9条の3
3 提出宛名	知事(保健所長経由)
4 提出部数	2(進達1,控1)
5 添付書類	<p>(1) 休止の場合 休止の理由を説明するのに必要な書類(必要に応じて)</p> <p>(2) 廃止の場合 開設届出済証(紛失した場合は「紛失届」) 開設者死亡の場合は「死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本(謄本)」*1添付が望ましい</p> <p>*1: 戸籍抄本 同意の下、保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達(台帳整理)
7 審査要領	<p>(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>(2) 開設者と開設者印は相違ないか。なお、訂正印にも同一のものが使用されているか。</p> <p>(3) 届出施術所名・所在地、開設者氏名・住所、開設届出済証交付年月日等は台帳と相違ないか。</p> <p>(4) 休止・廃止の内容に応じ、適宜、必要な書類が添付されているか。</p> <p>(5) 休・廃止後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>開設者死亡による廃止の際の注意事項 「4 廃止の理由」欄にその旨が記載されている。 「死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本(謄本)」*1添付が望ましい。 戸籍抄本等が確認できる場合は、戸籍上に記載された死亡届出者が廃止届出を行っているか確認し、異なる者が廃止届出を行う場合はその理由を確認すること。</p>
8 備考	

(様式3)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 施術所・出張專業 休(廃)止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒

TEL

開 設 者  
(又は届出者) (フリガナ)  
氏 名

印

下記のとおり( 施術所 ・ 出張專業 )を ( 休止 ・ 廃止 )したので、お届けします。

記

1 施術所の名称

2 施術所所在地

〒

TEL

3 開設年月日及び番号

4 休(廃)止の理由

5 休(廃)止の年月日

6 休止の予定期間

7 届出者と開設者の続柄(開設者以外の者が廃止を行う場合)